社会教育委員会議運営規則を廃止する規則の制定について



令 和 4 年 3 月 2 2 日 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

電話:043-223-4168

令和4年2月定例県議会において「千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例案」が可決されたことにより、千葉県社会教育委員条例が廃止され、「千葉県生涯学習審議会」に「千葉県社会教育委員の会議」が統合されます。このため、社会教育委員の会議の運営について定めた「社会教育委員会議運営規則を廃止する規則」を制定します。

1 主な内容

「社会教育委員会議運営規則を廃止する規則」を制定する。

2 施行時期

公布の日